

令和 8 年度第 1 回
札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会

議 事 録

日 時：2026 年 6 月 15 日（月）午後 1 時 30 分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第 3 常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（布施事業計画担当係長） 皆様、お疲れさまです。

開会に先立ちまして、委員の皆様にごあいさついたします。

本日は、オンラインでご出席いただいている方がいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手あるいはご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後に発言をしていただきますようお願いいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身のお名前を名のっていただきまして、発言内容が分かるよう、ゆっくりお話しください。

発言の中で分からない言葉などがございましたら、遠慮なくお知らせください。

また、主に知的障がいの皆様に対する取組ですが、3色カードをご存じの方もいらっしゃると思います。

本日は原田委員の机前にお配りしておりますが、青色が、同意します、分かりますという意味です。黄色が、もう少しゆっくり、分かりやすく話してくださいという意味です。そして、赤色が、難しい言葉があって分かりません、ストップしてくださいという意味です。

このカードをこの部会でも使用いたしますので、部会の進行においてもご配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、本日は、議事録作成のため、有限会社札幌速記事務所の方が参加しております。議事録作成のために録音等をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上になります。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、時間になりましたので、ただいまより令和8年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を開催させていただきます。

このたびは、計画検討部会委員にご就任いただきまして、また、本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の部会において、部会長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます札幌市保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の菅野と申します。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、会議時間が2時間を超える予定でございます。会議の進行状況によっては若干前後することが予想されますが、皆様のご協力、ご承知のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本部会の趣旨等についてご説明させていただきます。

本部会は、本日の議題にもありますとおり、今年度、一部見直しを行いますさっぽろ障がい者プラン2024につきまして、その見直し作業においてご意見をお伺いするために開催するものでございます。

部会の構成員は、札幌市の附属機関である障がい者施策推進協議会、自立支援協議会、精神保健福祉審議会、福祉のまちづくり推進会議並びに関係協議会の委員の方、障がい当事者の方、学識経験者の方などにより構成しております。

本部会の事務局は企画調整担当課が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎委員紹介

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、本日は初回ということで、委員の皆様にご自己紹介をいただきたいと思っております。

委員のうち、河内委員がまだお越しになっておりませんが、お着きになり次第、ご紹介させていただきます。

お手元の資料の委員一覧の順番に、まず、会場にいらっしゃる方から、所属とお名前程度で結構ですので、ご挨拶をいただければと思います。

浅香委員からよろしいでしょうか。

○浅香委員 札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋委員 北海学園大学工学部建築学科で教員を務めております石橋と申します。よろしく

お願いいたします。

○近藤委員 北海道医療大学看護福祉学部から参りました近藤と申します。自立支援協議会の立場で参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 難病患者家族の当事者団体の立場で入っております。北海道難病連で相談員をしております鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高張委員 相談室みなみの高張と申します。今日は、相談支援部会の部会長という立場で参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○長田委員 親の会クローバーの長田と申します。発達障がい者の親の会の立場から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○那須委員 知的障がい者の保護者の会、札幌市手をつなぐ育成会の那須と申します。よろしくお願いいたします。

○原田委員 札幌みんなの会の事務局をやっています原田千代子です。知的障がいを持っています。よろしくお願いします。

○平方委員 大変お世話になっております。就業・生活相談室しんさっぽろの平方と申します。自立支援協議会の就労支援推進部会の部会長の立場で参加させていただいております。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ありがとうございます。

続きまして、オンラインで参加していただいている委員が3名いらっしゃいます。

石山委員からよろしくお願いいたします。

○石山委員 精神障がい当事者で参加しております石山と申します。よろしくお願いします。

○高杉委員 札幌市精神障害者家族連合会の高杉と申します。障がい者家族の立場から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○時崎委員 知的にも身体にも重い障がいを持っている重症心身障がい児者の家族の立場から参加させていただきます。札幌地区重症心身障害児（者）を守る会の時崎由美です。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 委員の皆様、ありがとうございました。

今日は、現在のところ、13名のうち12人の委員の方にご出席いただいております。

◎事務局紹介

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

障がい保健福祉部長の木下です。

障がい福祉課長の菊田です。

自立支援担当課長の森本です。

その他、関係職員が出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎資料の確認

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、お配りしました資料の確認をお願いします。

資料1から資料7-2という番号がついた資料を配付しております。

お手元の次第の裏面に配付資料の一覧を記載しておりますので、こちらの番号と併せてご確認をお願いいたします。

また、会場の皆様におきましては、近藤委員からご提供のありました自立支援協議会の関係の提言ということで、まとめた資料をお手元にお配りしておりますので、参考にいただければと思います。オンライン参加の皆様におかれましては、後ほどデータで共有させていただきたいと思っております。

資料についてはよろしいでしょうか。

◎障がい保健福祉部長挨拶

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の木下よりご挨拶を申し上げます。

○木下障がい保健福祉部長 皆様、改めまして、障がい保健福祉部長の木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和8年度札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

先ほど事務局の菅野より御礼を申し上げましたが、私からも、皆様、日頃、それぞれのお立場において、ご繁忙の中、今回、計画検討部会にご参画をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

また、皆様方、それぞれ日頃から札幌市の障がい保健福祉行政の推進にご支援、お力添えをいただいておりますこと、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

この審議会でございますけれども、障害者基本法に基づきまして、札幌市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進についてご審議をいただくための機関となっております。

今回は、さっぽろ障がい者プラン2024の一部改定、具体的には、プランを構成しております市町村障がい福祉計画ないし障がい児福祉計画の部分について、今年度をもって計画期間を満了するといった背景がございまして、主にそれらの改定についてご審議をいただきたい、幅広くご意見を頂戴したいという趣旨で計画検討部会を設置させていただいた次第でございます。

委員の皆様方におかれましては、長年、それぞれ障がい者福祉に携わっておられる豊富な経験に培われたご見識など、貴重なご意見を頂戴できればと考えております。

今、事務局では、本日の計画検討部会を含め、夏までに都合4回の部会を経て取りまとめをしていきたいと考えているところですので、皆様、何とぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 大変恐縮ですが、木下は、この後、別用務がございしますので、ここで退出させていただきます。

〔障がい保健福祉部長は退席〕

2. 議 事

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思えます。

まず、議題1の部会長・副部会長の互選についてに移りたいと思えます。

本日は、第1回の部会になりますので、議事進行を務めていただきます部会長、副部会長の選出を行いたいと思えます。

選出につきましては、委員の皆様から立候補またはご推薦がありましたらお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（菅野企画調整担当課長） 立候補、ご推薦がなければ、事務局から提案をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、事務局といたしましては、札幌市障がい者施策推進審議会の会長としても精力的にご活躍いただいております、札幌市身体障害者福祉協会の会長でいらっしゃいます浅香委員を部会長に、また、副部会長につきましては、自立支援協議会の会長を務めておられます近藤委員をご推薦いたしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（菅野企画調整担当課長） では、皆様から異議なしとの声をいただきましたが、浅香委員、いかがでございましょうか。

○浅香委員 了解いたしました。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 近藤委員、いかがでございましょうか。

○近藤委員 お引き受けいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） お引き受けいただけるということですので、浅香委員に部会長、近藤委員に副部会長にご就任いただくことで決定させていただきたいと思えます。

それでは、部会長、副部会長におかれましては、お席を移動していただき、そちらで進行いただきたいと思いますので、移動をよろしくお願いいたします。

〔部会長、副部会長は所定の席に着く〕

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、部会長、副部会長に、一言、ご挨拶をいただければと思います。

浅香部会長、よろしくお願いいたします。

○浅香部会長 部会長に指名されました浅香と申します。

皆さんのお力添えをいただきながら、障がい児、障がい者の福祉の向上のために議論を深めていきたいと思いますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、近藤副部会長、よろしくお願いいたします。

○近藤副部会長 改めまして、副部会長を担わせていただきます北海道医療大学の近藤です。

皆さんと一緒に活発な議論を交えながら、皆さんがよりよい生活ができるような計画を進めていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、ここからの進行は浅香部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅香部会長 それでは、これからの進行を務めさせていただきます。

まず、会議の進め方について確認をいたします。

冒頭に事務局からも案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話をしていただきたいと思います。

また、先ほど事務局からもありましたけれども、3色カードの使用はもちろんのこと、発言の中で分からない言葉などがありましたら、素早く、遠慮なくお知らせください。

それでは、議題2の部会の公開・非公開についてに入りたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 本日の第1回部会につきましては一般の方の傍聴を認めておりませんが、今後の部会の開催に当たりまして、一般の方の傍聴の可否、そして、議事録の公開の可否等についてご審議いただければと思います。

事務局といたしましては、他部局の審議会における取扱いなどと同様に、原則的には部会を公開して行うことが望ましいのではないかと考えております。

したがって、本日の部会については議事録を公開させていただき、次回以降の部会については、一般の方の傍聴を認めた上で議事録を公開するという取扱いが妥当ではないかと考えております。

なお、一般の方の傍聴につきましては、会場の広さなどの都合もありますが、支援者の方を含めまして最大10名程度の方を事前申込み制という形で認めることにしたいと考えております。

部会の開催案内につきましては、本市公式ホームページにおいて公表することを想定しております。

事務局からの説明は以上です。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問などがありましたらお知らせいただきたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、部会の公開、非公開につきましては、次回より公開で行うこととすることで、事務局提案のとおりいたします。

続きまして、議題3の報告事項のさっぽろ障がい者プラン2024一部改定方針についてです。

資料2に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 議題3のさっぽろ障がい者プラン2024の一部改定方針についてです。

資料2-1のさっぽろ障がい者プラン2024の一部改定方針についてをご覧ください。

まず、1のさっぽろ障がい者プラン2024の構成は、障がい者計画、障がい福祉計画、障

がい児福祉計画、障がい者文化芸術活動推進計画、読書バリアフリー推進計画を一体のものとした札幌市の障がい福祉施策を推進する計画となっております。

現行のさっぽろ障がい者プラン2024につきまして、全体の計画期間は2030年の3月までの6年間になっておりますが、障がい福祉計画、障がい児福祉計画については3年間のサービス見込み量を設定しておりますことから、来年、2027年3月に向けて、今回、一部改定を行います。

一部改定に当たりましては、サービス見込み量の設定に合わせて、2026年4月に施行されました高次脳機能障害者支援法を踏まえた取組を盛り込むなど、基本的な施策の見直しを行う予定でございます。

次に、さっぽろ障がい者プラン2024の一部改定方針ですが、左の緑色の国から示されております基本指針に即しながら、札幌市で実施いたしました障がい児者実態等調査でのアンケートやヒアリング調査で得られた障がい当事者等の実情を踏まえまして、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標と活動指標、プランの各基本施策にひもづく具体的取組等について検討を行いたいと考えております。

資料を移りまして、資料2-2をご覧ください。

一部改定に係るスケジュール表になっておりまして、若干細かくて、見づらくて恐縮ですが、一番上のプラン改定作業をご覧ください。

今年度は、本日開催しております第1回計画検討部会を皮切りに、7月、8月と部会を開催させていただきまして、その部会での審議を経まして、8月末頃には計画の素案を作成したいと考えております。

計画の素案が完成しましたら、各附属機関への承認や報告を終えまして、秋の庁内会議を踏まえ、計画案を策定し、市議会の厚生委員会に報告をさせていただきます。

その後、パブリックコメントを実施しまして、令和9年3月に公表を予定しております。

項目が非常に多岐にわたり、ボリュームも多く、大変恐縮ですが、策定スケジュールは非常にタイトになっております。議論の進捗状況によっては随時見直しを行う部分もあるかと思いますが、皆様、円滑な進行にご協力いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、各委員からご質問などがありましたら挙手またはご発声でお知らせいただければと思います。

○石橋委員 資料2-2の計画検討部会のスケジュールで、8月に③と④とあるのですが、これはどういうことでしょうか。

上のスケジュールを見たら8月12日と書いてあるのですけれども、説明してください。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 予定としては4回ということで計上しておりますが、4回目は必要に応じて開催させていただければということで、3回目に改定版の素案を出させていただき、その修正などがございましたら必要に応じて開催ということで検討したいと思っております。

想定としては、一堂に集うというよりは、文書確認とさせていただければと考えております。

○浅香部会長 それでは、原則は3回で、4回目が必要とあれば書面開催にさせてもらうということでよろしいですね。

○事務局（菅野企画調整担当課長） はい。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 特段なければ、次に移りたいと思います。

続きまして、議題4の報告事項の障がい者施策をとりまく札幌市の現状について、資料3及び資料4に基づきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 議題の説明に入る前に、河内委員が到着いたしましたので、お名前と所属だけでよろしいので、ご挨拶をいただければと思います。

○河内委員 遅れて申し訳ございません。

北海道社会福祉事業団もなみ学園で障がい児入所施設で働いています河内と申します。所属

の機関は、自立支援協議会の子ども部会の部会長をやらせていただいています。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、お手元の資料3の障害者手帳所持者数等の状況という資料をご覧くださいと思います。

1ページの札幌市の障がいのある人の推移です。

札幌市発行の障害者手帳は3種類ございまして、2025年度末時点での所持者数の合計は約14万人となっております。

下の表1のとおり、2022年度の約13万4,000人から、現在までに約6,000人が増加しております。

グラフもご覧いただければと思いますが、身体障がい者はやや減少傾向にあります。知的障がい者、精神障がい者は年々増加していることが見られております。

続きまして、障がい別の状況です。

3ページをご覧ください。

グラフなどでもご確認いただけますが、肢体不自由が最も多くなっています。

また、4ページの表とグラフのとおり、年齢別では65歳以上の方が全体の7割と多くを占めていることが分かるかと思います。

続きまして、5ページに移りまして、療育手帳の状況です。

どの障がい程度も年々増えておりますが、特にBバー（軽度）の方が増加していることが見られます。

6ページの表とグラフにおいて、年齢別ですが、18歳以上の人数が多く増加しております。

次に、7ページの精神障害者保健福祉手帳です。

身体、知的、精神の3障がいの手帳所持者のうち、この4年間で最も増加してきているのが精神障がい者です。

表とグラフのとおりですが、2022年度から比較しますと、約5,000人以上増加している状況です。

最後に、8ページの札幌市の難病患者数です。

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を行うために、障がいのある人の中に難病患者が加えられております。

2025年4月現在で376の疾病が障がい福祉サービスの対象となっておりまして、348疾病が医療費助成の対象となっております。こちらの受給者証を所持される方の数は、やや増加している傾向が見られます。

資料3の説明については以上になります。

続きまして、資料4-1の令和7年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査という資料をご覧ください。

こちらは、本年1月から2月にかけて実施いたしました調査の概要です。

1ページは調査対象者と抽出数と各調査方法について記載しておりますので、ご確認ください。

2ページの調査結果概要についてです。

1の障がい者調査です。

サービスの量の満足度については、3年前と比べて残念ながらやや低下が見られる状況ですが、内容、質については、それぞれ上昇が見られます。

障がい者への理解度やヘルプマークの認知度はいずれも上昇しておりますほか、差別を受けた経験や経済的な負担軽減を求める方の割合も減少傾向が見られます。

次に、2の障がい児調査です。

こちらは、サービスの量、内容、質については、いずれも上昇が見られます。

障がい者への理解度とヘルプマークの認知度については、先ほどの障がい者調査と同様に上昇しておりまして、差別を受けた経験も減少傾向にあります。一方、経済的な負担軽減を求める方の割合は増加が見られております。

次に、3の市民意識調査の結果です。

ヘルプマークの認知度と心のバリアフリーの認知度が上昇している一方、障害者差別解消法の認知度に低下が見られました。

また、障がい者への手助けに関する項目についてですが、「積極的に声をかけて手伝う」がやや増加しており、「声をかけられたら手伝う」は減少が見られますが、おおむね横ばいという状況になっております。

次に、4の企業意識調査です。

障がいのある方の雇用経験、今後の雇用意向、合理的配慮の法的義務化の認知度はいずれも大幅に上昇しておりますが、前回の調査時に比べまして企業の規模に違いが見られまして、今回のアンケートにご回答いただいた企業の規模が大きかったというところでも大幅な変動という回答結果に影響している可能性がございます。

次に、5の事業所調査です。

こちらは、障がい福祉サービス事業所の皆様にアンケートを行っております。

採用が困難な原因の「賃金が低い」につきましては改善傾向が見られましたが、一方で、仕事内容の面で「精神的負担が大きい」は3年前と比べて上昇が見られます。

また、目標とする職員数を充足できていないという状況は改善されておらず、利用者の希望どおりのサービス量を提供できていない事業所の割合にもやや増加が見られます。

最後に、当事者団体ヒアリング調査です。

各団体にヒアリング調査を行った結果、多くの団体に共通する課題としまして、相談支援専門員の不足、児のサービスから者のサービスへの切替えによる困難さ、いわゆる18歳の壁と呼ばれるものです。また、親亡き後の生活、この3点が挙げられておりまして、障がいのある方が地域で安心して生活を送るための取組についてのお声が上がっておりました。

お配りしております調査報告書の本書に詳細なヒアリング内容を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等があればお知らせしていただきたいと思います。

○那須委員 質問というより、この数字を見た感想ですが、まず、企業意識調査についてです。

調査を出したのから返ってきたのは、たしか、25%ですね。そもそも返ってきている企業自体が気持ちのある企業かなと私は思ってしまって、その中で、この数字を見ただけで安心していいのかなというのが一つです。

また、事業所の調査で採用が困難な原因の「賃金が低い」というのが改善されているというのですが、事業所に質問を投げたら返ってくるのは事業所の事務の方からですから、実際に働いている方の意見ではないのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） まず、企業意識調査ですが、ご指摘のとおり、回答が返ってくる数もございまして、先ほど説明したとおり、今回、回答していただいた企業の規模の大きさが異なっているというところが調査結果から見えてとれます。

やはり、小さい企業であればあるほど取組が難しい状況にはなっていると思いますので、この数字で直ちに全て改善されているという結果にはなっていないかとは思いますが、今回はそういう結果として報告させていただきました。

また、事業所調査についても、前回の調査と比べてというところと言うと、国の報酬改定も挟んでおりまして、その点についてはやや改善が見られるのかなと考えております。

ただ、お話のあったとおり、賃金についての課題は改善されていない、まだまだ取り組まなければいけない課題だということは認識しておりますので、一旦の結果としてそのような形で報告させていただきました。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○石橋委員 障害者手帳所持者数等の状況の3ページです。

表2のところで、基礎的なデータで非常に貴重な数字だと思うのですが、肢体不自由の方の手帳の所持者数が3年で3,000人も減っています。なかなかの減り具合だなと思うのですが、これはどういうふうに捉えたらいいのか、事務局としてのご見解を教えてください。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 具体的にこれだとピンポイントで説明できるものはございません。ただ、一般的に言われますのは、医療の進歩などもあって手帳を使わなくても生活できる方も増えているのかなとも思います。

具体的に何がというところまでは難しいのですが、現状としてはそういうことになっております。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 今、原因の分析はしていないのですけれども、内訳だけは、要するに、肢体不自由は、上肢、下肢、体幹と、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能、移動機能という5分類があります。

今、私の手元にあるのが、令和2年の上肢の人数が1万4,925人、令和6年度末の上肢の数字が1万3,657人ということで、減っています。下肢についても、令和2年が2万5,365人、令和6年が2万2,617人、体幹機能が4,469人から減って3,944人、先ほど言った乳幼児期以前の脳機能障がい、脳性麻痺などだと思うのですけれども、こちらが令和2年が319人、令和6年が289人、上肢機能障がいのが令和2年の180人が166人、移動機能障がいのが139人、令和6年が123人となっております。

多少ばらつきはあるのですけれども、加齢によって身体障がいや肢体不自由になる方が多い中で、これはあくまで私の想像ですけれども、交通事故が一時期に比べたらすごく減っているではないですか。今、車の安全性はすごくよくなっていて、そういうこともあって、身体障がいになる方が減っているのかなと考えております。

一応、内訳はありましたので、参考までにお伝えしておきます。

また、分析できるかどうかは分かりませんが、そういったご質問があったことも踏まえて、課内で共有しまして、検討してみたいと思います。

○石橋委員 後日、情報提供ということですね、ありがとうございます。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○高張委員 時々、数字の大きな変化があるかなと思うのですが、そのときに懸念するのは判定基準の変化など、その辺の要因は何か考えられることはありませんか。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 実際の判定基準については、障がい者更生相談所で所管しております。

私が把握している限りでは、この5年間で大きな変化はあったという認識はございません。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○河内委員 何点かあります。

先ほど石橋委員からお話があったところで、精神障がいは後天的なものも含めてだと思うのですけれども、療育手帳のA、B、Bバーの所持率がかなり増えている状況でございます。精神障がいの手帳を持っていらっしゃる方もそうですし、知的障がいの方々が増えていることについて、どういうふう要因を捉えていらっしゃるのでしょうか。特に、Bバーの方が増えているというのは、実践をやっていて、何かBバーは増えるだろうな、取得するだろうなというイメージはあるのですけれども、札幌市でこの増えたところをどう考えていらっしゃるのかをお聞きしたいのが一つです。

また、調査結果概要のところ、障がい者調査の障がい福祉サービスの量の満足度が落ちているということと、障がい児調査のところの希望する生活をするために必要なものが42%から51%までというのは、マイナスの意味で、負担軽減を感じていらっしゃらない方が増えたという捉えでいいのですか。

これはどちらの意味の上がりなのかが分からなくて、42%負担軽減されているよと思った人が、51%負担軽減されたよというイメージの上がりという感じでいいのですか。顔が泣いていますけれども、これはプラスと捉えていいということなののでしょうか、マイナスな感じですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 先に負担軽減からご回答させていただきますが、泣いている顔のマークのとおり、負担軽減を求めている方の割合が増えているという調査結果を表しているものでございます。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 私から、療育手帳の所持者数の増と精神障害者保健福祉手帳の人数の伸びについての障がい福祉課としての捉えについてご説明をさせていただきます。

まず、精神障がいの手帳もそうですけれども、療育手帳は特に、発達障がいの普及啓発が進んでおりまして、クローバーの活動などもあって、誰にでも普通に発達障がいになるお子さんがいるという普及啓発が進み、手帳を取得する方が増えているということが、まず、1点です。

また、精神障がいもそうですけれども、18歳以上の方も増えています。我々としては、先ほど企業のデータもありましたけれども、大企業などが法定雇用率を守るために積極的に障がい者雇用を進めていることもあって、就職に有利になるように療育手帳や精神障がいの手帳を取る方が増えているのかなという、これも確証はありませんが、我々の分析はそうになっています。

○河内委員 札幌市としては、手帳について、地域住民が啓発も含めて、発達障がい、知的障がいがある方が暮らしやすく、生活しやすく、就労にもうまく活用していったようなものになってきていて、この数字が伸びてきているような感じであるという捉えで間違いないですか。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 間違いないです。

実際に、精神障害者保健福祉手帳は2年間で期限が切れて、2年ごとに更新があるのでありますが、札幌市は障がい者交通費助成という地下鉄、バスなどに乗れる福祉乗車証やSAPICAへのチャージ、タクシー券、自動車燃料助成券という3種類から選択する制度がありますが、精神障がいの手帳を持たれている方が更新を忘れて、期限が切れてしまい、交通費助成を受けようと思って期限切れに気がついて、更新の申請をするという方が一定数いらっしゃいます。

そういう精神障がい者向けのサービスが比較的充実しているので、精神障害者保健福祉手帳を取得される方が多いのかなということも、我々の捉えですけれども、感じているところです。

○河内委員 皆さん、うまく手帳を使われているのがすごくよかったなと思っています。

もう一つ、市民意識調査の障がい者にとって暮らしやすいまちについて、自立支援協議会では、暮らしやすいまちづくりをいろいろと考えていくというところでやらせていただいているのですが、ここが30%から26%とがくっと落ちていているように見えます。

このあたりの要因といいますか、障がい福祉課で何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 具体的にこれというものがなかなか挙げられない状況ですが、調査をしているのが今年1月から2月にかけてということで、冬の時期にやっているものですから、そういった面では、大雪が降って暮らしが大変だと感じる方も中にはいらっしゃるのかなと思っています。

また、物価高騰といったものも併せまして、直感的に、アンケートではマイナスな考えをお持ちの方が増えたのかなと思っています。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○長田委員 先ほどの手帳に関してですが、結局、発達障がいの手帳がなくて、厚労省からはつくるつもりはないという回答をいつもいただいています。その中で、結局、私どもクローバーの中でもそうですけれども、療育手帳を持っているか、精神障害者保健福祉手帳を持っているかに分かれるのですが、そのどちらを取るのかというところは、検査の結果と状態像と医療機関の書類で判定されていると思います。

その中で、こういうふうに3障がいの手帳で数字が分かれていますけれども、札幌市としては、その中で、どちらにどういうふうに数字的に振り分けるといったら変ですけれども、発達障がい者の把握はされているのでしょうか。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 精神保健福祉法の中の定義では、精神障害者保健福祉手帳の対象には発達障がいは含まれますとなっていて、知的障がいは除くとなっています。

ですから、我々の法律上の区分けで言うと、療育手帳を持っている方ではなく、精神障害者保健福祉手帳を持たれている方が発達障がいです。ただ、発達障がいの中にも知的障がいをお持ちの方もたくさんいらっしゃいます。

先ほど、私は、肢体不自由が何人と説明しましたがけれども、実際、身体障がいにしても、重複して障がいを持たれている方はたくさんいらっしゃいます。今話したのは、主な原因となっ

ているもの、一番重たいもので集計した数字なのです。また、手帳を両方持っている方もいらっしゃるって、手帳の種類で分けをするのはなかなか難しいという感覚はあります。

実際、発達障がいのある方の札幌市内の実態というのは手帳数では把握できなくて、恐らく、何をもって発達障がい、何をもって知的障がいとするか、知的障がいはっきりしているのですけれども、ただ、重複されている方もいらっしゃるって、把握は難しいという感覚です。

○浅香部会長 私から一つ伺います。

札幌市内の障がい者、身体、精神、知的、内部など、大体ドクターが判定するのではないかなと思うのですけれども、そういう面が充足されているのかと、昨今、私の関係だと、心臓ペースメーカーを入れる方、人工肛門、人工膀胱のストーマの方がすごく増えているように思うのですけれども、ドクターが手術をして、そういうふうになっても知らないなんていうことはないのだろうか。

あなたは人工肛門にしたから身体障害者手帳を交付したら何級になりますよというアドバイスがあるのでしょうか。それとも、本人が勉強して、ストーマにしたから役所に行って申請をしなければならないのか。医療機関やドクターがある程度教えてくれるものなのですか。

精神にしても、知的にしても、判定について、触りでいいので、教えてください。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 少なくとも、身体障がいに関しては歴史が大変長い制度になっておりますので、専門に診ておられる先生については、そういう経験もあって、恐らく、漏れはほばないのかなと思われま。

ただ、よく新聞にも出ますけれども、知的障がいに関しては、やはり発達障がいを診られる児童精神科の医療資源が不足しているというのは全国的なことで、札幌についても、障がい者更生相談所の知的障がいの判定部門は、今、判定まで大分時間がかかるというお話も聞こえてきますので、十分ではないのかなというところ。

精神障がいの診断書に関しては、札幌市内の精神科の医療機関は比較的充実しているのかなと思いますので、不足しているというお話は私の耳に入ってきたことはないです。

ご質問にはなかったのですけれども、先ほど、プランの中で、高次脳機能障害支援法ができて、そのことも新しい計画に盛り込むという説明があったかと思います。法律が去年12月にできて、今年4月から施行されるに当たり、札幌市内で高次脳機能障がいの支援をされている方と、法律ができて、どうしていきましょうかという意見交換をする場面があったのですけれども、高次脳機能障がいに関しては、やはり、脳血管疾患あるいは交通事故などでなって、リハビリなどをするのですけれども、その過程の中で、高次脳機能障がいを知らない先生方もまだたくさんいらっしゃるって、高次脳機能障がいの診断書も書くことができないリハビリの先生などもたくさんいらっしゃるという現状があるとお伺いしました。

ですから、障がいの種類によっては、そういうことが分からない医療分野もあるのかなというのを浅香部会長の話を聞いていて思い出しました。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○原田委員 3ページの5の事業所調査の中にヘルパー事業所も入っているのでしょうか。

もし入っているとしたら、やはり、ヘルパー事業所を使っている人は、ヘルパーを使いたくてもサービスの量が足りなくて、今、私も利用しているのですけれども、ヘルパーを使って、地域で一人暮らしをしています。やはり、ヘルパーが足りない分、自分が使いたい時間数がなくて、結局は、ヘルパーを増やしてほしいけれども、工賃が安いからなかなか来ないのかな、そうすると、同じ事業所の中で同じヘルパーを使わなければならなくなって、自分はこうしたのだけれども、そういうものはできないと言われたら、結局は自分でやらなければならない。できないところを手伝ってほしいのに、私は、これができないから無理と言われたら、どうしたらいいのだろう、誰に相談したらいいのだろうと考えたり、悩んだりして、結局は相談できるところに相談するしかないし、私も相談事業所を使っています。

その中で、ヘルパーのことも足りないことを話したりして、相談には乗ってくれますけれども、相談できない仲間たちもいっぱいいるし、今、入所施設に入っている仲間も、どんなヘルパーを使えるのかも、どんなふうヘルパーを使っているのか、見てもいないので、ヘルパーがこういうことするのだよと、お手伝いは、調理でも、洗濯でも、お掃除でも、自分がで

きないところを手伝ってもらえるのだよとか、そういう説明をしているのかなと。

今は本当にヘルパーが足りない分、自分ではやりくりがすごく大変です。

それも、今そういう手帳を持っている人はもっと大変だと思います。ヘルパーを使いたければ、事業所にヘルパーが少ないので、無理ですと何回も断られた仲間たちもいます。

それでもう替えたいけれども、ヘルパーがいないから替えられない。それをずっと我慢していなければならないのかな、本当にそう思ったりすると、こういう調査をしても、市民のものの調査でも、やはり、障がいを持っている人のことを理解していないのだなと、本当にどこまで理解しているのか、分からないのです。

私も一般のアパートに暮らしています。暮らしていく中で、障がいを持っているから、周りが言いたいことを言って、自分もすごく悩んだこともあるし、前に住んでいたアパートで苦情が来たこともあるし、それで、私が何か悪いことしたのかなと思ったとき、障がいを持っている人は地域で暮らしたら駄目なのかなと思ったこともあります。何回も管理会社に連絡しても対応を何もしてくれなかったし、そういうこともあって、地域で暮らすとそういう差別されていくのだなと自分は思いました。

でも、私は障がい者になったけれども、自分が選んで障がい者になったわけではないし、一生懸命、地域で暮らしていても、そういうつらい思いをしている仲間たちがいるということも分かってほしいし、ヘルパーも本当に増やしてほしいなと思います。

質問ではないのですが、以上です。

○浅香部会長 この件につきましては、役所からより平方委員、関係するようなことがあったら、近いような事例などもあったら紹介していただければいいかなと思います。

○平方委員 今、原田委員のお話を聞いて、やはり、現場で利用者の支援などを提供する者にとっても、私たちも本当に気をつけなければならない、本来の支援とは何かというところでお話を聞いておりました。

実際に、しんさっぽろもナカボツの事業所ですので、例えば、相談者の中にもヘルパーを利用されている方はやはり結構いらっしゃるのです。例えば、お仕事をするにしても、ヘルパーを使って地下鉄駅までの送迎ですとか、朝早くからヘルパーが食事の介助ですとか、そのほか、もろもろ、洗濯もそうですし、掃除もそうですし、そういったところでも支援を受けていらっしゃる方もいらっしゃいます。

実際のところ、話を聞くのは、今、原田委員がおっしゃっていたとおり、そもそもヘルパー、それから、事業所がやはり少ないということです。

今のお話を聞いていて、支援者も不足していて、ヘルパー事業所も不足していて、本当にどうしたらいいのだと、支援をお願いしたいときに支援が受けられないという困難さですとか、ナカボツというところで少し違うのですが、支援者側としても、受け入れる側としても今後の課題にもなってきますし、対応していかなければならない課題なのかなと思っております。

○浅香部会長 障がい福祉計画、障がい者プランでは、ある程度数字が出ていますので、何が足りないか、この議論の中で五つ、今のところ出てきているのかなと感じました。

時間がかかりましたので、申し訳ありませんが、最後にまた総括でお聞きします。

次の議題に移りたいと思います。

続きまして、議題5の報告事項の国の基本指針の見直しについてです。

資料5に基づきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、右上に資料5と書かれた横判の資料をご覧ください。

こちらは厚生労働省が作成しているもので、さっぽろ障がい者プランの障がい者福祉計画、障がい児福祉計画における成果目標やサービス量の見込みについて参考にするものです。

1 ページ、2 ページについて、詳細の説明は省略させていただきますが、基本指針に関する説明として、計画期間が3年であることや指針の構成、指針見直しの主な事項などが掲載されているものになります。

3 ページには、成果目標について掲載されております。

今回は、こちらに挙げられている目標を基本として、札幌市の実情を踏まえて障がい者プラ

ン2024の改定版に盛り込む予定となっております。

また、4ページの活動指標ですが、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に掲載する障がい福祉サービスの活動指標、サービス料見込みと呼んでおりますが、こちらを設定する際の項目が示されているものとなっております。

説明は以上です。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問などがあればお知らせしていただければと思います。

○原田委員 資料5ですが、最初には振り仮名が振っているのですけれども、中身に振り仮名が振ってなくて、どこを読んでいたのかが分からなかったのも、振り仮名をつけられたらつけてほしいと思います。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 振り仮名をつけられるように努めているところですが、国の資料をそのまま掲載しておりまして、このページだけ難しいというところがあったので、なるべく分かりやすい説明に努めたいと思います。

○浅香部会長 私も、内閣府の会議などがあつたら、本人が分からなかったよと言っておきます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、次の議題に移ります。

議題6の成果目標・活動指針（サービス量見込み）の実績について、資料6-1、資料6-2に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、現行プランにおける成果目標、活動指標の実績についてご説明させていただきます。

資料6-1をご覧ください。

1ページの成果目標1の入所施設の入所者の地域生活への移行になります。

まず、施設入所者の地域生活への移行者数でございます。

上段に前回のプランの状況、下段に現行プランの状況が記載されておりますので、下段の現行プランの状況をご説明させていただきます。

下段の表の右側に、現行のプランの目標としまして、2026年度末において80人、率にして4.2%の人が地域生活に移ることを目指しております。

2024年の数字をご覧くださいと、地域生活への移行者数は累計26人となっております。入所者比で言うと1.4%となっております。

目標の4.2%以上の移行という達成に向けてのハードルが高い状況ではございますが、引き続き地域移行に向けた取組を継続していく考えです。

続きまして、2ページの施設入所者数の減少です。

こちらも下段の表になりますが、2026年度末の施設入所者数を1,807人と、2022年度の1,920人から113人減少することを目指しております。

2025年の数値をご覧くださいますと、現在、施設入所者数が1,820人で、100人の減少となっており、順調に削減されているものと考えております。

続きまして、3ページの成果目標2の地域生活支援の充実という項目です。

まず、地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築です。

下段の説明文に掲載しておりますが、2026年度末までに年1回以上、支援の実績等を踏まえて運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めるというものですが、こちらは、自立支援協議会に設置しております検証委員会で継続して検証、検討を行っているところです。

次に、4ページの強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の整備です。

こちらは現行プランのみの掲載となっておりますが、2026年度末までに強度行動障がいを有する方の支援ニーズを把握し、支援体制の在り方を整理することとしております。

支援体制の在り方は継続して検討しておりまして、今年度の4月からは強度行動障がいを有する児者への集中的支援事業を実施しております。

続きまして、5ページの成果指標3の福祉施設から一般就労への移行等です。

まず、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数ですが、下段の表のとおり、福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行者数について、2026年度には2021年度の実績614人と比べて1.15倍の704人とすることを目指しております。

2024年度では647人、1.05倍となっております、目標の達成に向けて順調に推移しているものと考えております。

次に、6ページの就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者数です。

下段の表ですが、就労移行支援の利用者のうち、一般就労への移行者数を2021年度の389人と比べて、2026年度には107%増の417人とすることを目指しております。

こちらも2024年度の移行者数が341人となっており、引き続き、目標の達成に向けて支援の充実を目指していく必要があると考えております。

次に、7ページの就労継続支援A型利用者の一般就労への移行です。

下段の表ですが、就労継続支援A型の利用者のうち、一般就労への移行者数を2021年度の92人と比べて、2026年度は109%増の100人にすることを目指しております。

こちらにつきましては、2024年度では98人となっており、順調に推移しているのではないかと考えております。

続きまして、8ページの就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者数です。

下段の表ですが、就労継続支援B型利用者のうち、一般就労への移行者数を2021年度の113人から、2026年度には141%増の187人にすることを目指しております。

2024年度では208人と目標を超えた移行者数となっております。

続きまして、9ページの就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所の割合になっております。

現行プランのみの記載ですが、就労移行支援事業所全体の5割以上の事業所において、一般就労へ移行した者の割合を5割以上とすることを目指しております。

2025年度では45.2%となっており、目標の達成に向けて順調に増加しているものと考えております。

続きまして、10ページの就労定着支援事業の利用者数です。

下段の表になりますが、就労定着支援事業の利用者数について、2021年度末実績の324人と比べまして、2026年度には1.41倍の457人とすることを目指しております。

2025年度の実績では、利用者数は422人と順調に増加しているものと考えております。

続きまして、11ページの成果目標4の障がい児支援の提供体制の整備等です。

下段の説明文の記載のとおり、2026年度末までに医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進するものですが、医療的ケア児の受入れに関するサポート医師の配置や、医療的ケア児レスパイト事業等の取組を進めているところです。

続きまして、12ページの障がい児入所施設からの円滑な移行調整でございます。

現行プランのみの記載となりますが、入所児童が18歳以降の環境に向けて円滑に移行できるよう、必要に応じて2026年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目指しておりまして、こちらは検討を継続しているところです。

続きまして、13ページの成果指標5の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築です。

下段の説明文ですが、2026年度末までに障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進しているところです。

具体的には、事業所の新規指定の一時停止や運営指導の強化などによりまして、引き続き質の向上に向けた取組を推進してまいります。

最後になりますが、14ページの成果目標6の障がいのある方に対する理解促進です。

こちらも現行プランのみの掲載ですが、心のバリアフリーを理解している方の割合について、2026年度で50%を目指しておりますが、2025年時点で34.8%と、引き続き目標の達成に向けて努めていく必要があると考えております。

資料6-1の説明については以上になります。

資料6-2につきましては、各種、細かいサービス量の見込み量、計画量と実績が掲載され

ておりますが、説明は省略させていただき、各自、目を通していただければと考えております。

説明は以上になります。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、ご質問などがあればお願いします。

○高杉委員 資料の1ページについてです。

施設入所者の地域生活への移行者数ということで、2026年の目標が80名ということで、2024年度からかなり人数が増えていると思うのですが、具体的な地域での移行先というのはどういったところを想定されているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ただいまの地域生活への移行に想定しているところですが、様々なところが考えられる中、グループホームというものも受入れの一つかと思っておりますので、地域における居住の場の充実を目指すということで、重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの新築整備の補助を行うなどといった形で推進に取り組んでいるところです。

○高杉委員 一つ気になっていたのは、恐らく、施設入所者の地域移行ということになりますと、グループホームでいうと類型の日中サービス支援型や介護サービス包括型が対象になってくるのかなと思うのですが、たしか、6月から共同生活援助の総量規制がかかると思うのですが、ここの対象が日中サービス支援型と介護サービス包括型だったと記憶しています。

ですから、現実的には、その二つに関しては、今後、数が増えないのかなと思うのですが、緩和なども想定しているところなのではないでしょうか。

○事務局（森本自立支援担当課長） 国においては、共同生活援助の総量規制に向けて、今、動きを進めているところですが、この6月から総量規制が始まるというものではございません。

臨時応急的な見直しについては、例えば、新規指定の事業所の基本報酬を既存の事業所よりも数%下げるというものは、この6月からの開始で国は動いておりましたが、総量規制については、各指定権者、札幌市でいえば、我々札幌市として実施するかどうか、決めることになります。

現時点で、札幌市においては、グループホームの総量規制は実施しておりません。

○高杉委員 たしか、共同生活援助の新規指定が減算率2.8%だったと思います。そうなりますと、実質的に運営は難しいと思うのです。

地域移行してくるのは非常にすばらしいことだと思うのですが、受皿が大丈夫なのかなという心配からの質問でした。

○事務局（森本自立支援担当課長） 当事者団体ヒアリングの中でも、グループホームなどへの入居について、空きが潤沢にあるわけではないというのが本日ご説明をさせていただいた資料4-1にありまして、事前に自立支援協議会の提言まとめて配付をいただきましたが、相談支援部会の中でも、居住系サービスについて、障がいによる特定の要因、行動障がい、医療的ケア、重度身体障がい、自傷、触法、てんかん、アレルギーなどがあると顕著に受入先が少なくなる状況があるという記載もありましたので、札幌市内において障がい種別や特性等に対応したグループホームがあまねくあるかといったら、そうではない可能性についても認識をしております。

全国的にも、札幌市においても、共同生活援助は増えてはおりますが、その多くが民間営利法人ですので、いわゆる支援ニーズの高い、ケアニーズの高い方々を積極的に受け入れているのかなどについては、この計画の見直し作業の中で、サービスの必要量、見込み量などを算出するときに念頭に置き検討していきたいと思っております。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○時崎委員 資料6-1の11ページの障がい児支援の提供体制の整備等の医療的ケア児の支援についてです。

こちら、もう一つの資料6-2の15ページにも出ているのですが、まず、養成研修の受講者数というのが、多分、医療的ケア児のコーディネーター等の養成研修なのかなと思うのですが、2021年度、2022年度と見ていって、2023年度だけ受講者数が

ぐっと５５名と少なく、２０２４年度に９４人とまた復活しています。

２０２３年度だけ少なかったというのは、たまたまなのか、もし何か理由があるのだったら教えていただきたいのが一つです。もしかしたら、コーディネーターの研修を受ける人は結構減ってきているのか、そこが知りたかったのが一つです。

もう一つは、上の医師巡回指導回数ですけれども、こちらはどんどん増えているみたいですが、これは学校の医療的ケアの指導のために回っているのか、どうなのか、そこが知りたかったです。

○事務局（森本自立支援担当課長） 資料６－２の１５ページにある養成研修の受講者数のご質問についてお答えをいたします。

２０２３年度だけ実績５５名と減っているのは、この年は全ての講義を受講した場合に出している修了証を渡した人数は減りましたが、受講者数自体は横ばい傾向でございます。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、医師巡回の指導回数でございますが、お話のあったとおり、学校を中心とした巡回指導をしております、その充実といいますか、増加が図られているという数字になっているかと思えます。

○時崎委員 受講の希望者が減っているのかなと少し心配になったのですが、そういうことではなかったということが分かったのと、医師の巡回もすごく増えたので、学校でできる医療的ケアの種類も増えていると感じております。

親としても、これはとてもありがたいことですから、引き続きよろしくお願いします。

○浅香部会長 修了証書がもらえる、もらえないでどこが違うのですか。

○事務局（仲上給付管理係長） こちらは札幌市の研修でして、北海道のコーディネーター研修とは異なるものですが、修了証があるかどうかで具体的に大きな違いがあるというものではございません。

講義のカリキュラムが多数あって、オンラインも活用しながら行っていますので、最後まで受講していただいた方がその年は５５名となっているという状況でございます。

○浅香部会長 今時分はオンデマンドなど、いろいろなやり方があるだろうから、できるだけ多くの人に修了証書を差し上げるような方策を、また、一生懸命学んでいただくカリキュラムも、口が悪いですが、欠落がないように持っていくような方策も考えていただければと思います。

ほかにございませんか。

○河内委員 資料６－１の１１ページの医療的ケア児への支援についてです。

今、札幌市の障がい児通所支援に関しては総量規制がかかっている中で、重心、医ケア等以外の放課後等デイサービス、児童発達支援に関しては審議が必要であってということになっています。

一方で、聞くところによると、医療的ケア児を受け入れるよと銘打って事業所認可をパスしたのだけれども、実際、蓋を開けてみたら医療的ケア児を受け入れていないという事業所があるとのことなんです。

ここで言ったら駄目だったかは分からないのですが、医療的ケア児への支援で、事業所数を増やして行って、担い手も増やして行って、もっとも医療的ケア児、重心のお子さんが使えるようなところをやっていないと、お母さん方の負担も大きくなるのですが、いわゆる提供体制の整備につながるのでしょうかけれども、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるかなというのが一つです。

もう一つ、隣の１２ページの障害児入所施設からの円滑な移行調整についてです。

僕も障がい児入所施設で働いているので、本当に、移行はなかなか困っている部分もあります。かといって、過剰児を生み出さないという方針もありますので、２０２４年、２０２５年と協議の場の設置ができなかった理由があったら教えていただきたいと思います。

○事務局（森本自立支援担当課長） まず、前段です。

河内委員のご指摘のとおり、札幌市は、昨年度から、いわゆる総量規制という要素のある選定制度に移行しておりますが、医療的ケア児、重心児を受け入れる場合については選定の対象外としておりました。

私どもも問題意識を持っていて、選定外となっていたところが実際に受け入れているのかど

うか、最近、調査を実施しております。

その結果、まだ受け入れていないという事業所が散見されたので、しっかり受け入れていただくという取組を検討しております。

具体的には医療的ケア児を受け入れるとして指定を受けた事業所の情報が必要な方に届いていないのではないかと考えておまして、そういった情報を利用者に保障することをしっかり行っていくことを考えております。

現在は、条件付指定ということで、受け入れなければ行政処分もあり得るという前提で進めているところです。

続いて、資料の12ページの移行調整の協議の場についてです。

実は、所管の課長として、協議の場について、昨年度、検討することができなかったのも、今後の課題と考えております。

河内委員に教えていただきたいのですが、児相の措置ケースであれば、児相なり、施設側なりでできると思うのですが、いわゆる利用契約で入っている人が特に困っているとか、また、この項目は国で示しているのですが、全国的に見れば、障がい福祉サービスの数がない地域もある一方で、札幌は民間法人の参入が多数ですけれども、グループホームの数もある程度あるという状況の中で、協議の場というのが札幌においてどういう形が望ましいのか、ご助言をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

質問に質問で返して恐縮ですが、せっかくの附属機関の場ですから、教えてください。

○河内委員 医ケアについて、ありがとうございます。

多分、10名定員で医療的ケアをうたって入れたのだけれども、医療的ケア児のお子さんが入る前に、いわゆる知的、発達系のお子さんが入って、行動障がいがあると、管を引っこ抜くとか、背負っている物を壊すということが懸念されると、もしかしたら受け入れられないと言ってしまう事業所が一方であるのかなとちょっと思っていたりもします。

さっき森本課長がおっしゃったような理由が大きいかなとは思うので、ぜひいい事業所が増えるといいなと思います。

障がい児入所に関しては、措置のお子さんも結果的には保護者の対応が大変であるというか、虐待などのお母さん、お父さん事由で措置で入ってくるという場合がありますので、18歳から者のほうに出して児相の指導も解除される際に、相談室と施設でその保護者、家族丸ごと支援ができるのかというところで拒まれるケースが多いです。

それから、契約の場合は、いわゆる地域生活がなかなか難しい行動障がいのお子さんが入ってきていますので、その行動障がいに関わって入所が難しいと、ただ、薬の調整をしたらいいよと言われる施設も実はありますが、それはちょっと違うだろうとは思いますが。でも、障がい者の施設としては、暴れずに、穏やかに過ごしてほしい、そのために慎重に選ぶよということかなと思います。

そういうところがありますが、札幌市は3か所の入所施設があるので、協議の場の中でどういう議論を深めていくのかというのは、今後、個人的には協議の場を設置した後にはいろいろと議論をしていく必要があるのかなとは思うのですけれども、少なくとも、札幌市の3施設、ノビロ、もなみ、さぼこの移行調整の現状を、児相も入っていただきながら、また、者のほうからも何人か出てもらいまして、どういうふうにするかとのほうで受け入れてもらいやすくなるのかを協議させていただけるのが一番いいかなと思います。

でも、設置したらおしまいというよりは、熟成させていくことを見越して設置をしていただくといいかなと思いますが、結構困っています。

私どもは過齢児がいないのですが、どうにか2月、3月にぎりぎり決まって、本当に相談室をかませられないので、セルフで取りあえず手続して送り込むということもあったりもします。

ほかのところだと、やはり、移行調整が難しいというところも、私どもは児相と結構やり取りさせてもらっているのですけれども、なかなかそういうふうになくいかない施設もあるということですから、ぜひ横のつながりも含めた協議の場が進んでいくといいなと思います。

○事務局（森本自立支援担当課長） ありがとうございます。

協議の場の設置につきましては、所管課としても検討していきたいと思います。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○平方委員 資料6-1の6ページの就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者数の下の段で、札幌市の第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標の就労移行支援から一般就労への移行者数、2021年度が389人に対して、2024年度が341人ということで、結構、数的にも減少しているのかなと思うのですが、例えば、減少している要因など、何か根拠などを把握しているようであれば教えていただければと思います。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 具体的な要因などはまだ把握できておらず、この数字を比較すると下がってはいるのですが、年度ごとに実績にはばらつきが見られるので、下降傾向にあるのか、一時的なものなのかがまだ不明確なところです。

○平方委員 ちょうど2021年はまだコロナ禍だったかと思っておりまして、2024年はコロナ禍が開けてというところで、多少のばらつきはあるかと思うのですが、実際に移行のところは一般就労が少なくなっている反面、7ページ、8ページのA型事業所やB型事業所ですと、2021年と比較して多くなっているというところも少し気になっています。

A型事業所では2024年度は98名が一般就労につながっている方がいらっしゃるということですが、私はナカボツに勤めているので、ハローワークと連携する機会がすごく多くて、その中で、2024年、令和6年度に報酬改定があったかと思うのですが、そこで、A型事業所は自立支援給付費を給料に補填しないということで、A型事業所から、例えば、B型事業所に大分移行したり、そもそもA型事業所を閉めるといったところで、実際にA型事業所を利用されていた方たちが自主退職という形にもなったという話も聞いています。そういった方たちがハローワークにどっと流れていって、それで、ハローワークとしても対応がなかなか難しいというときがあったのです。

そういったところも増えた要因に少しあったのかなと感じていました。

また、B型事業所が2021年の133人に対して、2024年は208名ということで、これはどういうことかなと思いながら見ていたのですが、私の肌感覚というか、最近の傾向ですけれども、B型事業所を利用されていて、一般就労につながる方は確かに結構いらっしゃるのです。

最近よく聞くのですが、これは特例子会社への就職が多かったりするのかなと思っておりました。実際、B型事業所でも、一般就労に向けて準備を整えるというところで、例えば、企業に近いようなパソコンのデータ入力等で少し資格なども取った方は、特例子会社であれば、B型事業所でやっているようなパソコンのデータ入力等も実際にやっていて、実は、特例子会社も即戦力で採用できるというようなところがあります。全部ではないですし、あくまでも私の肌感ですけれども、本当に特例子会社がB型事業所あるいはA型事業所からつながることがあるのかなと思っておりました。

○事務局（森本自立支援担当課長） 令和7年10月から就労選択支援という新しいサービスができましたが、就労継続支援B型の利用者の中には、まだまだ能力や適性やご意向をしっかり酌み取った支援を受けられていない方々がいて、もっともってご自身の能力を生かせたり、希望をかなえて差し上げれば一般就労につながる可能性のある方、潜在的な力のある方はまだまだいらっしゃるのかなと制度所管としては考えております。

参考にさせていただきます。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

まだお声を聞いていない方がお二方ほどおりまして、難病連の鈴木委員、よろしく願います。

○鈴木委員 それでは、資料3の障害者手帳所持者数等の状況で身体障がいや療育手帳の話がありまして、最後の8ページに難病患者数の資料もつけていただいていたので、このことでお話ししたいと思います。

こちらに特定医療費（指定難病）受給者証と書いてありますが、指定難病と呼んでいますけれども、全ての難病ではなく、現在ですと348の病気の方が医療費助成を受けることができまして、その方に対して札幌市から受給者証を発行しています。その受給者証をお持ちの方の数がここに書かれているのですけれども、札幌市の見解として、やや増加していますと書いて

いらっしやいます。

先ほど、増加の要因は何ですかという議論もあったので、私なりに感じたところをお伝えしたいと思います。

実際にグラフで見ますと、増加傾向にあるということですが、要因としては、例えば、医療の進歩があって、診断が付きやすくなった、受給者証に結びついたということが一つと、二つ目として、特定医療費の事業自体が病院のソーシャルワーカーといった支援者から患者さんのご家族に周知徹底が図られているというのがあるかと思います。

もう一つは、現在348の病気が対象となっていますとお伝えしましたが、ほぼ毎年、対象の病気が増えているのです。ここで言いますと、2023年度は338の病気が対象になっていました。2025年に348ということで、10増えているのです。ですから、対象になる病気が増えているので、その分、所持者数が増えていることになります。やや増加しているというのはそういうことかなと思っています。

もう一つが、札幌市の難病患者数となっていますけれども、受給者証をお持ちの方は、必ずしもイコール難病の数ではないのです。例えば、パーキンソン病という神経筋疾患の病気がありまして、患者数が非常に多いのですけれども、パーキンソン病ですと診断されて皆さんが受給者証を持っているわけではなく、やはり国で線引きをしているのです。重症度分類という一定程度症状が重たい方に受給者証が発行されていますので、必ずしも所持者数がイコール札幌市の難病患者の数を表しているものではないということになります。

最後に、もう一点が、8ページに書いてありますとおり、2013年から障害者総合支援法で障がいのある人の範囲に新たに難病患者が加わりまして、これによって、いわゆる障害者手帳をお持ちでない難病の方も障がい福祉サービス、日中活動や就労支援を受けることができることになったのですけれども、本当に手帳をお持ちでない難病の方の中にも必要な方が障がい福祉サービスにまだまだ結びついていないということが、私は、日々の相談の中でも実感しているところです。

今、成果目標の話などがありましたけれども、難病の方においては、この障がい福祉サービスを利用できるようになっているのだよということをいかにして伝えていくかということも併せて私どもは考えていかないといけないと日々思っているところです。

○浅香部会長 それでは、もう一方、オンラインでご参加の石山委員、お願いいたします。

○石山委員 一つ質問ですが、一般就労への移行者数について、どのぐらいの期間を一般就労しているとカウントされるのかをお聞きしたいです。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 移行後の期間の定義については把握しておりませんでしたので、確認して後日にでも共有させていただければと思います。

○浅香部会長 続きまして、議題7の札幌市の成果目標（案）について、資料7-1、資料7-2に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） では、資料7-1に基づきまして、説明させていただきます。

資料7-1は、左側に国の基本指針で示されている成果指標、中央に札幌市の現行計画の成果目標、右側に今回新たに設定する次期計画の成果目標案を並べて掲載しております。

グレー色で網かけになっている部分については、北海道の計画で定められる想定のものや、札幌市で既に達成済みなどにより、設定しないものになっております。

これに関係する資料としまして、資料7-2をご用意しているのですが、それぞれの成果目標設定の考えについて、やや細かく説明した資料になりまして、この場での説明は省略させていただきますが、ご参考にご覧いただければと思います。

では、資料7-1について、成果指標①の施設入所者の地域生活への移行から順番に説明させていただきます。

1の福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標についてです。

左側、国では、令和11年度末時点で令和7年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとされております。

一番右側、札幌市では、過去3年の移行者数から推計しまして3.8%、70人以上の方が地域生活に移行することを目標値として設定したいと考えております。

次に、2の施設入所者数の削減に関する目標についてということで、左側の国では、令和11年度末で7年度末時点の入所者数から5%以上削減するとされております。

札幌市においても、現行の進捗状況を踏まえまして、国の目標と同じく5%以上の減少を目標として設定したいと考えております。

成果目標②の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。

こちらにつきましては、北海道の障がい福祉計画で定める項目でございますが、今回の札幌市のプラン一部改定では目標としては設定しておりませんが、現行プランに記載される具体の取組を進めていくことで、引き続き施策の推進を図りたいと考えております。

続きまして、成果目標③の福祉施設から一般就労への移行等という項目になります。

1の就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標についてですが、左側の国では、就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和6年度実績の1.31倍以上にするとされております。以下、事業所の種類別に記載されておりますが、移行支援事業所が1.14倍、A型事業所が1.52倍、B型事業所が1.67倍と設定されております。

札幌市の成果目標については、国の基本指針や報酬改定の動向、市の直近の移行状況などを踏まえて、現在、検討を行っているところで、現時点での設定は困難であることから、今後、8月以降の部会で改めてお示しをさせていただきたいと考えております。

同じ項目の五つ目ですが、就労支援移行事業所のうち、就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者を5割以上にするという目標になりますが、直近の実績を踏まえまして、札幌市においても国と同じ目標設定を行いたいと考えております。

続きまして、2の一般就労後の定着支援に関する目標についてです。

左側、定着支援事業の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍にするという国の目標ですが、札幌市におきましても、実績等を踏まえ、国と同じく1.47倍を目指すこととしております。

二つ目の就労定着率と三つ目の選択支援事業所の設置、四つ目の協議会等の設置について、札幌市においては既に達成済みでありますことから、今回のプラン一部改定での目標は設定しておりません。

五つ目にございます令和11年度の就労選択支援利用者数を8万2,000人以上にするという国の新規目標ですが、市におきましては、全国の人口比1.6%から算出しまして、1,300人以上を目指すこととしております。

成果目標④の障がい児支援の提供体制の整備等でございます。

1の障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進についてです。

一つ目の児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保、二つ目のインクルージョンを推進する体制の構築という項目について、札幌市においては既に達成済みということで設定はしておりません。

三つ目のインクルージョン推進のための協議の場を設置するという国の新規目標になりますが、札幌市においても国と同内容の目標設定をしたいと考えております。

続きまして、2の難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築については、北海道の障がい福祉計画で定める項目ということで、設定はしておりません。

続きまして、3の重症心身障がい児・医療的ケア児への支援についてです。

一つ目の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保するという国の目標は、市においては既に達成済みということで、設定はしておりません。

二つ目ですが、医ケア児支援センターやコーディネーターの配置に関する目標が設定されておりますが、札幌市においては、現行計画から引き続き、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進することとして設定していきたいと考えております。

次に、4の障害児入所施設からの円滑な移行調整についてです。

国は、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置するという目標が設定されております。

札幌市におきましては、現行計画から引き続きとなりますが、移行困難なケースがあった場合は、移行調整に係る個別協議の場の設定のほか、全体協議の場について既存の会議体の活用も含めた検討を行い、支援体制の構築を目指したいと考えております。

次に、一番下の5の障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保についてです。

国では、関係機関との連携体制の確保や障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制確保という目標が設定されております。

地域における障がい児支援として、札幌市においては、区の相談体制の強化をはじめ、関係機関での様々な取組を既に進めておりますから、成果目標の設定は不要と認識しております。

次に、6の強度行動障害の状態にある児の支援のための体制整備についてです。

国では、強度行動障がいの状態にある児に関して、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めるという目標が設定されております。

こちらについては、次の成果目標⑤の強度行動障がい有する者についての目標がございすことから、そちらとまとめて目標設定をしたいと考えております。

成果目標⑤の地域生活支援の充実になります。

1の地域生活支援の充実に関する目標についてですが、国におきましては、地域生活支援拠点等の整備や拠点コーディネーターの配置、年1回以上の運用状況の検証及び検討という目標が設定されております。

札幌市におきましては、現行計画から引き続き、年1回以上、運用状況や検証、検討を行い、効果的な支援体制の構築を進めるという設定をしたいと考えております。

次に、2の強度行動障害を有する者への支援体制の充実についてですが、国においては、先ほどもお話ししました支援ニーズの把握、支援体制の整備を進めるという目標が設定されております。

札幌市におきましては、強度行動障がい児も含め、強度行動障がい有する児者への支援ということで、引き続き関係機関等による協議を踏まえた支援体制の充実に取り組むことを目標にしたいと考えております。

次に、成果目標⑥の相談支援体制の充実・強化等です。

一つ目ですが、基幹相談支援センターや協議会等を設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保ということや、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することが国の目標として設定されておりますが、札幌市においては体制が確保されているということで、目標設定はしておりません。

次に、二つ目ですが、セルフプランに関する分析と、令和11年度末までに望まないセルフプランの件数をゼロにするという国の新規の目標です。札幌市におきましても国と同内容の目標設定をしたいと考えております。

続いて、成果目標⑦の障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上です。

こちらの項目は、北海道の障がい福祉計画で定める項目のため、札幌市においては設定しておりません。

次に、成果目標⑧の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築です。

一つ目の質の向上を図るための体制構築という国の目標ですが、札幌市においては、現行計画から引き続き、障がい福祉サービス等の質のさらなる向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進することとして目標を設定したいと考えております。

二つ目の管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とするという国の新規の目標ですが、札幌市においても国と同内容の目標を設定したいと考えております。

最後に、成果目標⑨の障がいのある人に対する理解促進です。

国の指針で示されているものではなく、札幌市独自の設定目標です。

現行計画では、心のバリアフリーを理解している方の割合について、2026年度で50%を目指すという目標を掲げているところですが、2025年末時点の実績が34.8%という

ことで、今年度末の目標達成がなかなか難しい状況であると考えております。引き続き、2029年度で50%を目指すという設定にしたいと考えております。

説明は以上になります。

○浅香部会長 ただいまの事務局の説明について、何か意見はと言いたいところですが、時間がちょっと押しておりますので、何か質問がある方は7月14日の会議に持ち越してもいいですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 大丈夫です。

会議の後に何か気になったご意見等があれば、それも先にお話を伺いまして進めたいと思います。

○浅香部会長 進行の不手際で大変申し訳ありません。

何かご質問、ご意見があれば、事前に事務局に提出するか、7月14日の第2回のこの会議の冒頭でも受け付けたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） もしこの場で先におきたいというご意見がございましたら、それだけお聞きできればと思います。

○近藤副部会長 こちらでいろいろご意見できたらと思っていたところだったのですが、まず、意見の大きなところは、整理して、一旦、事務局にお送りできるようにまとめたいと思います。

また、体制を整えていく中で、例えば、目標でいうと、①④⑥の地域への移行の部分と地域生活支援拠点の在り方、地域生活の支援の充実といったところ、それに関わってくる相談支援体制の充実がやはり重要になってくるし、連動してくるのかなと意識しております。そういったところをつながながら進めていただきたいと思います。

そのために、地域生活支援拠点事業も、例えば、1回の会議の中で検証は行っておりますが、さらにコーディネーターの配置や事業所の窓口となるようなスタッフの配置といったところは、外から見てみると、なかなか役割が分かりにくくて使いにくい部分があるのかなと思っているので、そういった具体的なところを進めていったり、あわせて、地域移行のところでは、生活拠点で支援が必要な方々には障がいも重度な方も多数いらっしゃると思いますので、数値もそうですけれども、では、例えば、その数値の中に重度な方がどれぐらい含まれてくるののいいのかといったところも見えてくると目標設定としてはより充実してくるのかなと思います。

そこに関連してくる相談支援体制の在り方もまた整理していただきながら、これが成果目標の話になってくるのか、具体的な取組の話になってくるのか、今の段階ではっきりと申し上げられませんが、まず、そういったところを軸に改めて意見させていただければと思います。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○高張委員 私がお話ししようと思ったことは、今、近藤副部会長にお話しいただいたのですが、自立支援協議会委員として意見させていただきたいところをまとめて、またお話をさせていただければと考えております。

○浅香部会長 それでは、近藤副部会長にまとめをお願いします。

○近藤副部会長 本当にたくさんのご意見をいただけたかなと思います。この部分をぜひよい形でプランに反映させていただければ大変ありがたいと思います。

やはり、数値上、大事にしなければいけないこともありますけれども、そこで生活されている方たちがよりよい生活を進めていくために、どういう形で周りを整理していくのだということも大事な視点になってくると思います。そういった数値目標だけではない部分も含めて、改めて整理をいただければと考えております。

さらに、見直しですから、大きな改定ではないと思うのですが、そういったところを見据えた段階的な取組を進めていただいて、また皆さんと意見交換しながら前に進んでいければと考えております。

○浅香部会長 以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

限られた時間の中とはいえ、時間を超過してしまいまして、進行の不手際をご容赦願いたいと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） 浅香部会長、ご進行をどうもありがとうございました。

そして、委員の皆様には、熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回の議論ということで、成果目標案をご提示させていただきましたが、お話の内容は、具体的な事業の取組に関わる課題や問題点といったご指摘も多いかと思いますので、具体的な事業を進める中での取組の参考とさせていただきたいと思います。

また、次回の検討部会では、具体的な取組の案などもお示しできるかと思いますので、併せてご議論いただければと考えております。

2回目の検討部会は7月14日火曜日を予定しております。追って案内文書を送付させていただきますので、引き続き、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

では、これをもちまして、令和8年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を終了させていただきます。

長丁場にわたり、どうもありがとうございました。

以 上